

提出セリ

(3) 二十六日 藤井工場長ハ嘆願ノ理由不明ナリトシ該嘆願書ヲ従業員側ニ返来セリ

(4) 七月二十七日 藤井工場長及従業員代表古池太郎以下四名ハ所轄王子警察署ヲ訪問解決斡旋ヲ依頼セルヲ以テ令署特高係ニ於テ斡旋ノ結果会社側ハ重役ト協議ノ上善処スルコト、シニ十九日更ニ会见ヲ約シ退出セリ

(5) 従業員代表北寺千松以下三名ハ七月二十九日午前十一時頃京橋區新富町一丁目取締役中田榮次郎ヲ訪問セルが不在ノ為メ事務員ト会见解決速進方ヲ依頼シ退出セリ
右 及 申 (通) 報 候 也

別記

嘆 願 書

今般極東織造素工業株式會社職工一同ハ下名従業員會ヲ組織シ 今團ノ工場休業貸不拂問題ニ関シ左記ノ如ク一同協議ヲ取纏メ會社ニ對シ嘆願致スコトニナリマシタ
何卒私共ノ生活ヲ安定致スコク御審議ノ上御回答願上マス
右従業員一同伏シテ嘆願致ス次第デ御座イマス

嘆 願 條 項

- 一 七月分日給全額 四百拾八圓八拾錢也ヲ即時支拂サレタシ
- 二 將來ノ休業中 日給半額支給サレタシ
- 三 紛議中ノ日給全額支給サレタシ
- 四 紛議費用全額支給サレタシ